

令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）

令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,506千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年6月5日 提出

熊本県上天草市長 堀江 隆臣

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前額	今回補正額	合計
40. 市債		0	500	500
	10. 市債	0	500	500
歳入	合計	59,006	500	59,506

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 額	今 回 補 正 額	合 計
10. 総務費		57,541	0	57,541
	10. 総務管理費	57,541	0	57,541
20. 予備費		200	500	700
	10. 予備費	200	500	700
歳 出	合 計	59,006	500	59,506

第 2 表 地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
辺地対策事業債	500	証書借入	年5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	財務省財政融資 資金及び銀行そ の他	公的資金については、その貸 付条件により、銀行その他の場 合には、債権者と協定するところ による。 ただし、市財政の都合により据 置期間および償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還または低利 に借替えることができる。
計	500				

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前額	今回補正額	合計
10. 事業収入	28,514	0	28,514
15. 使用料及び手数料	39	0	39
21. 県支出金	7,879	0	7,879
23. 財産収入	1	0	1
25. 繰入金	21,429	0	21,429
35. 諸収入	1,144	0	1,144
40. 市債	0	500	500
歳入合計	59,006	500	59,506

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前額	今回補正額	合計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 総務費	57,541	0	57,541	0	500	0	△500
15. 公債費	1,265	0	1,265	0	0	0	0
20. 予備費	200	500	700	0	0	0	500
歳出合計	59,006	500	59,506	0	500	0	0

2 歳 入

(款) 40. 市債 (項) 10. 市債

(単位: 千円)

目	補正前額	今回補正額	合計	節		説明
				区分	金額	
20. 辺地対策事業債	0	500	500	10. 辺地対策事業債	500	湯島診療所整備事業
計	0	500	500			

3 歳 出

(款) 10. 総務費 (項) 10. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前額	今回補正額	合計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
20. 医療費	20,298	0	20,298	0	500	0	△500			財源組替
計	57,541	0	57,541	0	500	0	△500			

(款) 20. 予備費 (項) 10. 予備費

10. 予備費	200	500	700	0	0	0	500	30. 予備費	500	予備費
計	200	500	700	0	0	0	500			